

## 司法修習委員会（第27回）議事録

### 1 日時

平成26年1月28日（火）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

最高裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）井窪保彦，稲川龍也，翁百合，鎌田薫，酒巻匡，鈴木健太，高瀬浩造，  
高橋宏志（委員長），山名学（敬称略）

（幹事）井田良，大須賀寛之，神村昌通，木村哲司，木村光江，小林克典，小林  
宏司，出縄正人，中里智美，廣上克洋，巻之内茂，松本裕，村田渉，山  
本和彦，吉崎佳弥（敬称略）

### 4 議題

#### （1）意見交換

司法修習の在り方について

#### （2）今後の予定について

### 5 配布資料

（資料）

48 分野別実務修習の充実方策

### 6 議事

#### （1）報告

吉崎幹事から司法修習の実施状況等について報告がされた。

また，同幹事から，兼業許可の状況について，前回報告した以降も，法科大学院における教育指導や司法試験予備校における答案添削などの許可申請が来ており，申請に係る個別具体的な事情を確認した上で，順次許否の判断を行っていること，本年1月21日現在で合計134件を許可しており，現状のところ不許可とした事例はないことの報告がされた。

さらに、同幹事から、これまで年1回の割合で実施していた司法修習生指導担当者協議会を、本年度は、昨年6月に続き、3月に臨時に実施することとしたこと、同協議会では、導入修習の実施や分野別実務修習の充実方策の在り方についてこの委員会で議論いただいていることを踏まえ、実務修習での指導を担当していただいている全国の裁判官、検察官、弁護士の方々に、現在の議論の状況に関する情報を提供した上で、今後の実務修習の在り方などについて、司法研修所教官を交えて意見交換を行っていただく必要があること、同協議会での意見交換の結果などについては、追ってこの委員会においても報告させていただきたいと考えていること等の報告がされた。

(高橋委員長)

ただいまの御報告について、御質問、御意見があれば頂戴したい。

二回試験は、昔は70人とか80人とか不合格者がいたが、随分合格率が高くなった。何か研修所の側で思い当たるようなことはあるか。

(吉崎幹事)

近年の合格率はご指摘の通り推移しているが、その理由を御説明するのは難しいところである。今後も推移を見守ってまいりたいと考えている。

(高橋委員長)

それでは、本日御審議いただくところに入る。

まず、前回お願いした法曹三者による検討状況についての御報告をいただきたい。

(吉崎幹事)

前回の委員会後の法曹三者による検討状況について御報告する。

まず、①導入的教育の充実方策については、前回の委員会において、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識、能力に気付かせ、かつ、より効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行えるように、司法研修所において、集合形式で期間は平日15日間、前後の移動日などを含めると約1

か月とした上で、各科目について、司法修習の導入段階に適した即日起案を実施して解説を加えることを含めたカリキュラムとすることを内容としたワーキング・グループでの検討結果を御報告した。

この委員会でその内容について御意見を頂戴した結果、ワーキング・グループの検討結果のような形で平日15日間の集会的導入修習を実施するものとして、その具体的カリキュラムを引き続きワーキング・グループの下で検討すること、また、導入修習の実施時期については、可能であれば平成26年度から実施する前提で準備を進めること、以上の点について了承を得られたものと認識している。

これを踏まえ、前回の委員会以降、法曹三者において導入修習の具体的カリキュラムについて検討を進めてきた。その結果として、平日15日間の導入修習の日程案ができたところである。その内容や趣旨については、後ほど、この検討に関与していただいた司法研修所教官の幹事の方々から御説明いただき、その上で、委員の皆様方の御意見を頂戴したい。なお、導入修習の日程案については、即日起案を除いて、全体の修習生の半分のクラスが民事系のカリキュラムを行っている間に、残りの半分のクラスは刑事系のカリキュラムを行う、という仕組みをとっている。後ほどの司法研修所教官の幹事の方々からの御説明に際しては、民事系のカリキュラムが先行するクラスのカリキュラム日程を御説明いただくこととなっているが、カリキュラムの内容自体は、刑事系のカリキュラムが先行するクラスと異なる。

次に、②分野別実務修習の充実方策については、前回の委員会において、検察、弁護士を含めたガイドラインの骨子案をお示しした上で、皆様方の御意見を頂戴した際、次回までに更に詳しいものを用意するようにとの御指示をいただき、検討を進めてきた。

その検討結果が資料48である。民裁、刑裁については前回からの変更はないが、検察、弁護士について、前回から変更している。このガイドラインの内

容についても、後ほど、同様に法曹三者の幹事の方々から御説明いただき、その上で皆様方の御意見を頂戴したい。

そして、③司法修習全体の実情把握方策については、前回の委員会において、そのための具体的な方策について検討するようにとの御指示をいただいた。今般、差し当たっての実情把握の方策として、実務修習結果簿を収集することとさせていただいた。

これは司法修習生が実務修習における修習内容などを記載して、実務修習を終えて集合修習を開始する時点で司法研修所に提出するというものである。

これにより、各分野別実務修習の実情を把握することができるが、それをできるだけ適時に把握するために、今後は、各分野別実務修習各クールの終了時に、その時点での該当部分のコピーを司法研修所に送付してもらうという扱いとして、それを踏まえて分析することにした。

小さな一歩ではあるが、このような情報収集なども含めて分析して、また御報告してまいりたい。そのほか、実情把握の具体的方策についても引き続き検討を進め、御報告などしてまいりたい。

(高橋委員長)

続いて、幹事会においても議論をしていただいたので、その報告を木村幹事長からお願いしたい。

(木村(光)幹事長)

本日、第28回幹事会を開催した。

幹事会では、吉崎幹事から、①導入修習の具体的カリキュラム、②分野別実務修習の充実方策に関するガイドライン、③修習全体の実情把握について説明がされた上で、幹事の皆様の御意見を頂戴した。

まず、①導入修習の具体的カリキュラムについては、法曹三者の幹事から御説明のあった修習日程案について、カリキュラムの大枠について幹事の皆様に御了解いただき、今後は、その具体的な内容について司法研修所教官室に

において更に検討を進めて、確定していただいた上で幹事会において御報告いただくということで、意見の一致を見た。

また、②分野別実務修習の充実方策に関するガイドラインについては、ガイドラインの骨子の内容について、幹事の皆様に御了解いただいて、法曹三者においてそれぞれ実施に向けた準備を進めていただくということで意見の一致を見た。

③修習全体の実情把握については、先ほど吉崎幹事から御報告のあった実務修習結果簿の分析を含め、引き続き法曹三者において具体的方策を検討していただくことで意見の一致を見た。

もう1点、司法修習生の地位・身分についても検討すべきではないかという意見が出た。これについては、幹事長に御一任いただいた上で、吉崎幹事とも相談しながら取扱いを決めさせていただくこととなった。

委員会においても、これらの点について同様に御意見を伺う必要があると考えられ、以上のような内容で幹事会では意見が一致した。

## (2) 意見交換

### (高橋委員長)

まず、導入修習の具体的カリキュラムについて御議論いただき、その後、分野別実務修習の充実方策に関するガイドラインについて、修習全体の実情把握についての順に御議論いただくということにしたい。

それでは、導入修習の具体的カリキュラムについて御議論をお願いしたい。

先ほど吉崎幹事の御説明にあったとおり、導入修習の日程案についての説明を、司法研修所教官の幹事の方々にお願いしたい。

### (村田幹事)

民事系全般及び民事裁判科目のカリキュラムについて御説明する。

導入修習の民事系カリキュラムは、修習開始段階で、司法修習生に不足している実務基礎知識、能力に気付かせ、自学自修への動機付けを目的とする

部分と、より効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行われるようにすることを目的とする部分を含んでいる。

導入修習の民事系カリキュラムは、民事裁判教官と民事弁護教官とが共同で実施するコラボレーションカリキュラムと、民裁教官、民弁教官がそれぞれ単独で実施するカリキュラムで構成される。導入修習日程は、A班のものとB班のものに分かれているが、実施される内容は同じであるので、ここでは、A班の日程について説明する。

まず、コラボレーションカリキュラムの概要について御説明する。

まず、1日目に「民事第一審手続の概説」を予定している。このカリキュラムでは、模擬記録である民事第一審手続の別冊記録を事前課題としてあらかじめ検討させた上、この別冊記録を題材にして手続全体を概観するとともに、手続の節目ごとに、実務上の留意点、実務修習で体験してもらいたい点等について、より実務的な観点から、民裁教官と民弁教官がそれぞれの立場から解説して意見交換を行うことを予定している。

次に5日目に「民事総合1コラボ」というカリキュラムと、9日目に「民事総合2コラボ」というカリキュラムを予定している。これらのカリキュラムにおいては、別途用意する模擬記録の検討に基づいて、修習生を裁判官役、原告訴訟代理人役、被告訴訟代理人役ごとに5人程度のグループに分けて、グループごとに、それぞれの立場を踏まえて、どのような主張・立証活動をすべきか、あるいはどのように訴訟指揮、求釈明等をすべきかなどについて検討させ、さらに、その検討結果、グループ討論を踏まえた結果を基にして、意見交換を行うとともに、民裁教官及び民弁教官がそれぞれの立場から、要件事実、争点整理、今後の見通しや立証方針等について講義を行うことを予定している。

続いて、民裁固有のカリキュラムの御説明をする。

3日目に民裁即日起案を予定しており、6日目にその起案解説を予定してい

るが、これらは要件事実及び事実認定の基礎について行うものである。この目的は、要件事実及び事実認定の基礎知識の確認と、その応用をすることができるかどうかということを確認することである。内容的には、即日起案用に作成した模擬記録を与えて、要件事実を用いた主張分析及び事実認定、証拠法の基礎的知識等に関する起案をさせることによって、修習生の知識、能力等を確認した上で解説を行うというものであるが、レベル的には、法科大学院におけるものよりも、より実務的なもの、あるいはより応用的なものとなるよう配慮するつもりである。

続いて、8日目には「民事事実認定の手法と留意点」というカリキュラムを予定している。このカリキュラムでは、事前課題として、簡単な模擬記録について事実認定の設問に解答する形でレポートを提出させた上で、これを踏まえて、修習生の事実認定の基礎知識を確認しながら、教官と修習生が意見交換を行うことにより、事実認定の一般的手法等について、より実務的な観点から解説をしようというものである。

14日目の午後には、裁判官の役割、職務、心構えについてのガイダンスを予定である。これは、民裁教官、刑裁教官が一緒になって行うコラボカリキュラムである。実際の民事事件、刑事事件における裁判官の役割、職務、心構え等について解説を行い、あわせて裁判実務修習への留意点等について説明と質疑応答を行う。

(出縄幹事)

民弁のカリキュラムについて、御説明申し上げる。

民弁については、円滑に実務修習へ移行させるための視点から、カリキュラムを検討している。

起案の関係のカリキュラムとして、1日目に「問題研究1」、4日目に「問題研究2」、そして7日目に「問題研究3」というカリキュラムを予定している。これらの一連の流れでは、まず事前課題として、詳細な聞き取りの記

録を与えて、法律構成を検討させ、その中で、それを依頼者のためにどのような視点から構成していくのが一番適切であるかということを選択させ、その選択に基づいて、実際に与えられている資料からどのような主張・立証の見通しが立てられるのかということも検討させた上で、さらに不足している証拠は何かということも考えさせ、こうした分析を踏まえて訴状起案をさせてあらかじめ提出させる。そして、1日目の「問題研究1」でその講評等を行うことを考えている。

さらに、動的な視点として、弁護士は代理人としての活動の流れの中でその都度対応していかなければならないということを経験として意識させるために、同じ記録を使用しつつ、さらに追加の資料を、即日起案を予定している4日目の「問題研究2」で与える。現段階では、ここで答弁書が相手方から出てきたということを経験にして、次に準備書面を起案させようと考えている。そして、その準備書面等の起案についての講評を「問題研究3」で行う。こういう一連の起案を通じた動的な当事者法曹としての視点、これを疑似体験させるという流れのものが一つの群である。

こうした起案の他に、講義及び演習のカリキュラムを予定している。講義と演習に分けてカリキュラムを検討しているが、これは、問題や説例の簡便さ、詳細さという形で切り分けているだけであって、本質的に大きな差はない。講義の1つめとして、7日目に保全手続・執行手続への対応に関する講義を予定している。このカリキュラムでは、弁護士として特に緊急性を要する保全、さらに保全からの一連の流れで有機的・一体的となる執行、これを一体的のものとしてその対応を検討させる。特に依頼者に対して、どのような形で証拠収集を行い、さらに、手続の相手方となった当事者の代理人の立場になった場合として、どのような債務者側からの対応があり得るのかということも含めて、DVD等具体的なものを可能な限り見せた上で、質疑応答も踏まえて、依頼者のために行動する当事者法曹としての弁護士の活動を理解させたいと

考えている。

8日目には、演習の1つめとして立証活動についてのカリキュラムを予定している。このカリキュラムでは、訴訟内外を問わず、事実を収集する、そして法律構成を考えながら事実を見つけ出し、その事実についての証拠を探す、といった流れを循環的に理解させるようにプログラムを組みたいと考えている。ここでは、証拠の評価も含めて、当事者の視点からその有利、不利も検討させ、そして不足している証拠を収集する方法も考えさせる。しかも、それが依頼者にとってコストがかかるものだということも含めて修習生に意識をさせる、このようなカリキュラムを考えている。

同様に、9日目は演習の2つめとして契約案件についてのカリキュラムを予定している。このカリキュラムでは、訴訟外において非常に重要となる契約案件について、依頼者等からの聞き取りを与え、そして、その際には具体的な契約書案の提示を相手方から受けたという前提で、弁護士として契約書案に対する分析、リスク判断、さらには具体的な契約書条項の修正まで検討させた上で、それに対する講評を行うことを検討している。

最後の15日目には、実務修習直前ということもあるので、弁護士が依頼者のためにどのような視点と心構えで臨んでいるのかということを確認させ、そして、法曹として当然ながら重要である弁護士倫理についても具体的な内容を示した上で、代理人としての心構えを示す講義を行う予定であり、その上で修習生を実務修習に送り出したいと考えている。

(中里幹事)

刑事系の全体と刑事裁判科目のカリキュラムについて御説明する。

刑事系カリキュラムの作成方針も基本的には民事系と同様であり、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識、能力に気付かせ、自学自修への動機付けをすることを目的とする部分と、効果的、効率的な分野別実務修習がより円滑に行えるようにすることを目的とする部分とを含んでいる。

刑事系のカリキュラムは、刑事裁判、検察、刑事弁護という刑事系3教官が共同で実施するコラボレーションカリキュラムと、それぞれの教官が単独で実施する単独カリキュラムから構成されている。

ここでは、現時点までの検討に基づくカリキュラムの大枠について御説明するが、具体的な内容については今後さらに検討を続けて詰めていくことになるので、このような前提でお聞きいただきたい。

まず、コラボレーションカリキュラムについてであるが、5日目の前半に「勾留・保釈コラボ」というカリキュラムを予定している。これは、模擬記録の事例に基づいて勾留・保釈を取り上げるカリキュラムである。手続の進展も意識させながら勾留・保釈の要件の理解を具体的事例に即して深めさせることを狙いとしている。課題を与えて検討させた結果を報告させるとともに、刑事系3教官がそれぞれの立場からコメントすることによって、立場による視点の違いも感じ取らせたいと考えている。

次に、13日目に「刑事共通演習基礎」というカリキュラムを予定している。これは、証拠開示、争点整理という公判前整理手続に関する演習である。数人規模のグループに分けて、起訴状や検察官請求の書証から成る争点整理教材を事前に検討させた上で、段階的に与えられる課題ごとに、検察官あるいは弁護人の立場で証明予定事実、類型証拠開示請求、予定主張を検討させて、その結果を報告させ、全体での討論を踏まえて、刑事系3教官がそれぞれの立場からコメントをするということを考えている。

続いて、刑裁の単独カリキュラムについて御説明する。2日目に刑裁講義のカリキュラムを予定しているが、ここでは、裁判員制度の導入を契機とした刑事裁判の動きを織り交ぜながら、俯瞰的な視点から、刑事訴訟手続、特に公判前整理手続と公判審理について、それらの目的、在り方を説明することを予定している。また、手続関係の事前課題として、プリント教材の事例に基づいて、公判前整理手続における訴訟指揮の在り方などについて検討した

レポートをあらかじめ提出させることを現時点では考えているが、刑裁講義では、各自のレポートを踏まえてグループ討論をさせた上で、全体の意見交換と刑裁教官の解説を行うということを予定している。

次に、5日目に刑裁即日起案を予定している。これは、修習記録を簡略化した事実認定教材を与え、争点の事実認定、すなわち争点に対する結論と、その結論を導いた論理的な道筋を起案させることを予定している。なお、ここでは、証拠の評価についても起案をさせる予定である。

次に、12日目に「事実認定の基礎」という全1日のコマを予定している。ここでは、刑事事実認定の総論的な説明をした上で、今申し上げた刑裁即日起案の解説を行う。さらに、事実認定関係の事前課題として、事前に配布する、いわゆる一審解説参考記録の事例についてレポートを提出させることを予定しており、その事前課題の解説を行うことを予定している。

最後の14日目に民裁とのコラボレーションでガイダンスを予定しているが、これについては先ほど村田幹事から御説明があったとおりである。

(廣上幹事)

続いて、検察科目について御説明する。

検察の導入教育の目的は、一つは、分野別実務修習を効果的に実施するための橋渡しということであり、修習生には分野別実務修習に臨むに当たり、検察官の捜査、公判遂行における基本的な在り方、考え方について、模擬の事件記録を通じて具体的に理解させ、実務修習においてこれを実践する視点を形成させるということである。

もう一つの目的としては、修習における修得目標を明確に設定させるということであり、修習の冒頭の段階で、検察修習の修得目標として修習生に求められる検察の終局処分の考え方について理解させるということを考えている。

具体的な指導方法については、既に各実務庁で導入教育として実施されているもののうち効果を上げている方法を一部参考にしつつ、司法研修所の教官

が集合的導入教育を行うということから、その効果を生かせる仕組みを考え  
た。

もう少し具体的に捜査実務修習と公判実務修習という二つの枠組みの中で申  
し上げると、捜査実務修習の導入としては、一つは捜査演習、二つ目は終局  
処分起案を考えている。また、公判実務修習の導入としては、先ほど中里幹  
事から御説明のあった公判前整理手続の演習というものの三つから構成され  
るものである。

具体的には、まず、終局処分起案に関しては、2日目に終局処分の考え方等  
の検察講義、3日目に即日起案、そして14日目に起案講評等の講義という  
構成になっている。修習生に対しては、終局処分の段階で予想される争点  
を見越した事実認定の在り方などについて理解させる、具体的には犯人性の検  
討の在り方、また犯罪の成否の検討などを理解させることで、検察修習にお  
ける修得目標を設定するためのカリキュラムである。

起案としては二本あり、修習開始前に事前課題として出題する簡易な起案と、  
3日目に実施する即日起案である。

事前課題については、既に今の修習制度の下でも行っているものであり、検  
察教官が修習開始後に各実務庁に出張して、全ての修習生を対象にしてその  
事前課題の解説をするという、いわゆる導入講義を行っている。この導入講  
義の予習準備として位置付けるものとして事前課題を行っており、既に導入  
的な教育として効果を上げていると評価されていると理解しているので、こ  
の仕組みを実施したい。

また、即日起案については、今申し上げた2日目に行う講義で事前課題の解  
説をすることを受けて実施するということであるので、要旨版の事件記録を  
使用するが、修習生にはその理解度を測る起案をさせたいと考えている。

そして、最後の講義でこの即日起案の講評をすることにより、修習生自らが  
自己の問題点を理解し、その後の修習での課題を自覚することができる。ま

た，教官の立場から申し上げれば，実務修習に向けての指導を行うということで，実務修習の効果を上げていきたいと考えている。

いずれにしても，終局処分起案については，法曹としての事実認定能力，法的分析能力，論理的思考の表現能力を試せる機会となるということで，現在行っている起案同様，当然ながら技術的な能力を求める起案はしない。

次に捜査演習であるが，これに関するカリキュラムは10日目の1日をかけて行う。修習生に対しては，演習の当日に模擬の事件記録を配付して，捜査実務を演習形式で学ばせるというものであり，いわば捜査実務修習の試行体験をさせることを考えている。

具体的には，身柄事件の事件送致段階の模擬記録を使用して，検察官として，事件受理時点における基本的な手続の履行，それと併せてその後の捜査の在り方，考え方，進め方に関する演習を行うものである。

演習で取り扱う事件記録は実際の裁判員裁判対象事件で，事件送致段階で犯人性などが争点となっている記録を模擬記録にしたものを予定している。講評の段階では，実際の被疑者取調べ録音・録画のDVDを模擬で再現したDVDを視聴させることも含め，検察官の捜査の在り方，取調べの在り方を理解させる視点を形成させ，実際の事件捜査を体験する捜査実務修習の準備をさせたいと考えている。この演習の仕組みは既に実務庁の中に導入して効果を上げているところがあることから，参考にして取り入れるものである。これにより，修習生に対する汎用性のある能力の醸成という観点からすると，事実調査，法的分析，事実認定の考え方を修得する契機になると考えている。

最後に，公判前整理手続のコラボレーションの演習であるが，検察修習の立場から若干付言申し上げますと，公判実務修習の導入という位置付けで考えている。理由としては，検察の公判準備活動については，実際に検察実務修習でのみ修得する機会があるが，修習の順序にかかわらず，あらかじめ検察官の公判準備の在り方，考え方について知っておくということは，刑裁，弁護

の実務修習においても実務を理解する視点が深まると考えられるからである。5日目に実施される「勾留・保釈コラボ」とあわせて、法曹三者の立場の違いを理解させるのに有効なものとして考えている。

(木村(哲)幹事)

刑弁のカリキュラムについて御説明する。

刑事弁護教官室において、修習生に必要な実務基礎能力は何かということについて考えているところは、次の3点である。

まずは刑事弁護人としての視点を獲得させなければならない。それから、実務における事実の重要性を理解させなければならない。訴訟はその各局面でダイナミックに変化していく、そういうプロセスであること、それを理解させなければならない。

そこで、この3点を理解させることを目的として導入修習のカリキュラムを組んだ。

まず2日目に刑弁講義を予定している。ここでは、DVDか紙の記録になるか未定であるが、何らかの教材を見せて、具体的な弁護活動はどのようなものか、それを把握させたいと考えている。それまでは、抽象的な条文とか単なる制度であったもの、それを刑事弁護活動として見た場合にどのような形で表れてくるか、それを十分理解させるとともに、その各局面において悩む刑事弁護人の姿、それを見せて、刑事手続全体がそのようにして変化していく過程であること、それを認識させていこうと考えている。

それから、4日目に刑弁の即日起案を予定している。これについては、第1回公判前整理手続期日における記録、検察官から第1回の証拠開示がなされた記録を見せて、例えば証拠意見メモや、予定主張メモ、類型証拠開示請求メモ等を起案させる。さらに、その時点における保釈請求書を起案させたいと考えている。コンセプトは「見通す弁護」というもので、これは事前課題と一対をなしている。事前課題に関しては、伝統的に司法研修所で行ってき

た、いわゆる弁論要旨起案、結審までの記録を見せて弁論要旨を起案させるというもので、これはいわば終わった事件に関して「振り返る」という形の弁護を行うわけである。それに対して、この即日起案においては、第1回公判前整理手続期日において、例えば自分の証拠意見に対して検察官はどう対応するのか、裁判官がどういう形で判断していくのか、その辺りを見通しながら、さらには弁論するとき、それを見通しながら訴訟活動を行っていく、そのような体験をさせたいと考えている。

さらに保釈請求に関しては、翌日の5日目に「勾留・保釈コラボ」があるが、この保釈請求書を書いた結果を前提として、この5日目のコラボにおいて報告させ、それに対して3教官で論評を加える形をとることを考えている。

それから、11日目に「刑事手続における弁護人の活動」というカリキュラムを予定しているが、これについては、内容的には、事前課題の解説、振り返る弁護の解説、それから即日起案、見通す弁護の解説を行う。実務においては事実がどれだけ大切なのか、その事実をどう料理するかについて刑事弁護人の視点から考えた場合、どのようなやり方があり得るのか、そこを十分理解してもらいたいと考えている。

それから、最終日に刑弁講義を予定しているが、講義といっても、前半では、捜査段階における弁護活動として、模擬接見をさせたいと考えている。それまで弁論とか公判前整理手続の体験において、弁護活動の全体像がある程度見えてきたところで、その弁護活動をするために一体どういう形で被疑者・被告人から事情聴取することが必要なのか、それを体験してほしいと考えている。特に修習生を見ていると、非常に抽象的な事実で納得してしまい、具体的な事実のところまで分け入って考えないということが往々に見られるので、その辺りのところを十分に体験させていきたいと考えている。

それから、後半では、弁護人の役割・職務・心構えや分野別実務修習に向けての姿勢について、分野別実務修習において、特に、例えば裁判修習、検察

修習においては、刑事弁護の修習において役に立つ手法が山ほど転がっているので、そのようなところを十分に見るように指導して、分野別実務修習の効率化を図っていきたいと考えている。

(高橋委員長)

それでは、御意見、御質問を頂戴したい。

(酒巻委員)

導入修習の目標は、既に確認されているとおり、まずは個々の修習生がこれから実務修習をするについて必要な基本的知識を確認する、その確認の中には、自分にどこが不足しているかという点を自覚してもらい、その先の修習全体、特に実務修習の修得目標を意識してもらうことにより、自学自修への導入、円滑な実務修習へ、ということだと思う。

導入修習のカリキュラムについての教官方の御説明を聞いた上での質問だが、承知しているところでは、従前も、集合した形ではないが、修習の初めに、各教官の方々が出前という形で各修習地に出張して、事前課題を与えて、起案をさせて講評するということをしてきたと思う。その具体的内容と、導入修習でやろうとする内容には、どこか違うところはあるのか。違わなければいけないという趣旨ではなく、集合した形で導入修習をやるのであれば何か違うところがあるのだろうかという素朴な質問である。もしあるとすれば、例えば、コラボのカリキュラムは、各修習地ではできないので、各教官室の方が一緒にやるというのは大変良いことだと思うが、そのほかに従前の導入的教育と内容の違いがあれば、教えていただきたい。あるいは、違いはなくてよいのだ、これまでやってきたことを効率的に集合した形でやるのだということでも了解できるのだが。

また、現在のシステムの最後には集合修習があり、色々な起案やコラボの演習をやっていると思うのだが、集合修習のカリキュラムと導入修習のカリキュラムとの違い、棲み分けについてはどのようにお考えか、お聞かせいた

だきたい。

次に、これから導入修習を受けることとなる修習生の心持を考えて申し上げるのだが、導入修習の目標が、自分の不足している知識等を確認して自覚を促すということにあるとしても、起案や講評を行うとなると、教える側は、どうしても点数を付けたくなくなってしまうのではないかと思う。個人の意見を言えば、導入修習の目的が自学自修の前提となる自覚をしてもらうことにあることからすると、それにまで点数を付けるのはどうかという気もするが、ここはどのように仕切るお考えかお聞かせいただきたい。

それから、これは希望だが、以前の委員会で井田幹事が言われたとおり、教師が、授業後に、教わった側がどういうふうにそれを受け止めているかということを知ることは、たいへん有益である。将来、この導入修習がより充実したものになるためには大変重要だと思うので、この導入修習について、これを受けた修習生に、しばらくの間、意見を是非聞いていただきたい。導入修習を受けた修習生の意見を読んで、こういうことは法科大学院で教わっていなかったのよかったとか、これは法科大学院でもうやったとか色々出てくると思うが、そういったことを教える側が知ることは、将来、導入修習を充実させて目的に適ったものにするためには是非必要だと思うので、アンケートをやっていただければと思う。

(高橋委員長)

最初に、現在、出張で行っている導入的なものとの違いをどなたかお答え願いたい。

(村田幹事)

民裁と民事系のカリキュラムの関係で説明させていただく。

現在実務修習中に行っている導入的教育としては、民裁では導入起案とこれについての教官による解説を行っている。これと導入修習の民裁即日起案のカリキュラムとは、解説の時間が長くなっているものの、内容においては、

ほぼ同じようなものである。もう一つ、民裁固有カリキュラムで、8日目に「民事事実認定の手法と留意点」というものがあるが、その内容は現在実務修習で行っている事前課題とその解説とほぼ同じものを予定している。そういう意味では、民裁固有のカリキュラムは、基本的には、現在実務修習中に行っている導入的教育とほとんど変わらないといえる。

一方、民裁・民弁のコラボカリキュラムは全く新しい内容であり、民弁・民裁の実務修習をするに当たって参考になるよう配慮して実施するものである。1日目の「民事第一審手続の概説」、5日目の「民事総合1コラボ」と9日目の「民事総合2コラボ」は、現在はいずれも実施していないものである。「民事第一審手続の概説」は、「民事訴訟第一審手続の解説」という教材の別冊記録とその解説を利用して行うことを考えている。民事第一審手続の概説自体は法科大学院でも教育されているものであるが、これを一から教育し直すというのではなく、あくまで、法科大学院で教育を受けてきたであろうことを前提とし、これを確認しつつ、裁判官である民裁教官と、当事者訴訟代理人である民弁教官のそれぞれの立場から、その後の実務修習の中で身に付けるべきこと、実務的な観点から留意すべきことなどを指導したいと考えている。また、「民事総合1コラボ」、「民事総合2コラボ」では、修習生が法科大学院で学んだ実体法や要件事実等の知識を前提とし、その知識を確認するという点では、これも法科大学院で教育しているところではあるが、法科大学院では、基本的に教材としては、いわゆる「言い分方式」のものを使用して要件事実を教えているにすぎない。そこで、このカリキュラムでは、修習生自らが有する実体法や要件事実等の知識・能力を用いて、実際にそこにある民事紛争をどのように解決すべきか、どのようにすれば争点がより明確になるか、どのようにすればより真実に近い事実認定となるか、ということを指導するために、実際の訴訟に近い形の模擬記録を使用して、実際に、当事者の主張立証活動や裁判所の釈明、訴訟指揮等を行ってみようというも

のであり、模擬記録を用いて実施する実務的、実践的な演習である。修習生がそれまで法科大学院で学んだ知識・能力は、民事裁判実務等でどのように用いられるべきか、紛争解決をするためにはどのようなことを考える必要があるのか、ということをご指導しようというものであり、高瀬委員が前回の委員会でおっしゃっていた、いわゆるコンピテンシーの観点をも考慮して、実務的、発展的な演習を実施しようというものである。

(中里幹事)

刑裁と刑事系のコラボ科目について説明させていただく。

事実認定については、5日目の即日起案と12日目の「事実認定の基礎」というものがある。現在、刑裁については、裁判修習の初めに事実認定を中心とした即日起案を実施し、教官が出張して解説をしているが、基本的なコンセプトはそれと変わらない。もっとも、起案の時間や解説の時間が、現在とは異なってくるので、それに伴う修正はあり得るが、いずれにしても、そこでの課題は、所与の事実を前提とするのではなく、証拠を評価して、個々の事実を認定するところから行うということにある。また、現在の出張による即日起案の解説の際には、実務修習では手続関係についても目を向けてもらいたいということで、手続関係についても動的な観点から触れるようにしているが、時間が限られているため十分にできていなかったという実情がある。その点、導入修習の中では、2日目の刑裁講義で手続関係を取り上げることになっているので、従前よりも時間を取ることができるのだろうと思っている。法科大学院において、しっかりとした実務基礎教育をやっていただいていることを前提として、その確認をさせていただくということであり、この導入修習で刑事手続を一から十まで教えるということは無理であるし、そもそもそのようなことは考えていない。実務基礎教育と対比すると、相対的には、より動的かつ実践的な観点を意識させながら、手続関係について、質疑応答を交えた解説をすることを考えている。さらに、事前課題という面

では、これまでは、事実認定の事前課題しか出していなかったが、今回は、大きな負担にならない範囲で手続関係の事前課題も出すことを予定しており、そのレポートを踏まえたグループ討論を織り込むことなどにより、平板な手続の解説に終わらないようにしたいと考えている。

コラボのカリキュラムについては、現在は、刑事系の三教官が揃ってコメントをするということは、集合修習の場面ではなく、それぞれが出張して解説しているところ、導入修習では、三教官が揃って解説する場面を設けることで、修習生に対し、それぞれの立場による視点の違いというものを具体的に認識させるとともに、実務修習の視点を得てもらうという意義があると考えている。

酒巻委員の御質問の中に、集合修習との関係はどうなるのかというものがあつたので、その点も御説明すると、13日目に「刑事共通演習基礎」というのがあつた。現在、集合修習においても、公判前整理手続を題材とした「刑事共通演習」を実施しているが、導入修習の方は「基礎」とすることによって、内容面の棲み分けを表したつもりである。大きな違いは、集合修習では、修習生が実際の公判前整理手続等を見てきているということであろうと思う。導入修習の時点では、通常非公開ということもあつて、修習生は実際の公判前整理手続を見ていないので、そのような前提でカリキュラムの内容を組むことにしており、集合修習とはグレードに差が出てくると考えている。同じような名称ではあるが、実施時期の違いによって、修習生の感じ方、カリキュラムの獲得目標は異なると考えているので、そのような前提でカリキュラムを組んでいると御理解いただければと思う。

(高橋委員長)

刑事系については中里幹事から御説明があつたが、民事系についても、集合修習との違いについて御説明をお願いしたい。

(村田幹事)

導入修習と集合修習との違いは、何よりもまず事案の複雑さが大きく違うということが挙げられる。導入修習における事実認定のカリキュラムでは、非常に基本的で、簡潔な内容の、記録というよりも資料のようなものを用いて事実認定の一般的な手法あるいは事実認定の基本を教えたいと考えている。一般的な手法や基本を教えた上で、そのような知識等を前提に実務を見てもらい、集合修習ではより難しい事案、あるいはより実務的な事案について事実認定をさせようと考えている。また、要件事実等を用いた法的分析についても、集合修習では、法的な観点をより実務的、より高度にした模擬記録による起案や演習を行うことを考えている。法科大学院で修得した実体法や要件事実等を分析ツールとして用いて、より明確な形で争点整理ができるかどうか、争点認識ができるかどうかということを考えさせたいということであり、導入修習よりも事案が複雑で証拠関係も錯綜しているような事案を用いて、要件事実等を分析ツールとして用いて事案に適する法的構成や争点整理を考えさせようということが主眼となっている。記録も問題も、導入修習ではよりプリミティブなものを、集合修習ではより実務的で、より高度な応用的なものを用いることを考えている。

(高橋委員長)

それでは、修習生の評価、点数を付けるかどうかという点と、修習生からのアンケートのようなものを考えているのかどうかについては、いかがか。

(吉崎幹事)

成績付けの関係だが、各教官室で取扱いがバラバラになってはいけない問題ではあり、司法研修所として、一定のスタンスを決めるべきであると思われる。司法研修所内で協議したわけではないが、個人的には、酒巻委員がおっしゃるとおり、導入修習で成績を付けるというのは、その趣旨と矛盾を来すぐらいの話ではないかと思っている。今いただいたアドバイスも踏まえつつ、教官室と協議して定めてまいりたい。

また、導入修習のカリキュラムに関しては、ワーキング・グループの場でも、その効果についてはつぶさに把握しなければならないという意見が出ており、何らかの方法で効果検証をしていく必要があると認識している。それを踏まえて、先ほどアドバイスいただいたとおり、導入修習のカリキュラムの内容も柔軟に変更していくことを旨として、今後、検討・検証を続けてまいりたいと考えている。

(酒巻委員)

裁判科目からは御説明いただいたが、非常に興味があるのは、民弁と刑弁の中身についてであるので、御説明をいただければと思う。

(出縄幹事)

民事弁護について御説明する。

現在、実務家として送り出す直前の最終局面である集合修習において修習生を直接お預かりしかつ接している教官の立場からすると、集合修習で行っているカリキュラム内容を、可能な限りもっと早く修習生に対して、それぞれの実務修習段階に応じて触れさせてあげた方が、より効果的ではないかと思うことが多々ある。例えば、証拠の探し方、あるいは、依頼者に対してどのように証拠収集状況と内容を理解させ、実際には有限な時間の中で効果的にどのように行っていくか、それを適切な法律構成の中で、自分が事実を見つけ出さなくてはならないという視点を持ってどのように進めていくべきかということが重要である。これを集合修習では実務修習の補完と位置付けて行っているわけだが、これを事前にもっと早く修習生に示してあげれば、実務修習段階で、弁護修習だけでなく裁判修習の過程であっても、意識して身に付けることのできたものがたくさんあるのではないかと考えている。その意味では、現在行っている出張講義との差異はないと思っており、むしろ出張講義をより充実させるものであると考えている。出張講義は時期的には1月の初旬に行っており、第1クールの後半になってしまうところ、もっと

早く、当事者法曹としての視点を与えておくことができれば、弁護士の活動への見方も変わるであろうと思っている。留意すべきは、実務修習後の集合修習を意識しかつ軌を一にするとしても、実務修習をまだ経ていない修習生に理解させないといけないというところが、教官室としてはかなり教育効果の点から配慮しなければいけない点であると思っている。集合修習は、実務修習を経た上でやっているものなので、同じカリキュラムのカテゴリーだとしても、密度はかなり違うものになるだろうとは理解している。とはいえ知識自体を法科大学院で学び、それを依頼者という生の間や企業や、感情を持った相手との中で活用する仕方や、最終的には実務の中で当事者法曹として活動していかなければならないということを、より早い段階である導入修習の中で伝えることができれば、実務修習段階における当事者法曹としての視点をより効果的に獲得してもらえないかと思っている。

(木村(哲)幹事)

刑事弁護について申し上げる。

内容に関しては現在行っている出張講義とそう違うことをやるわけではない。ただ、ずいぶん効率化させることにはなると思う。現在は、事前課題を11月中旬くらいまでに提出してもらい、その上で、日弁連の弁護導入講義において、事前課題の解説を半分くらいやる。残りの半分の解説は1月の出張講義でやっているが、1月になると修習生は記録の内容を忘れてしまっている。フィードバックは迅速にという観点から、事前課題をさせて、できるだけ早い時期に解説をする必要があると思っている。それから、出縄幹事と重なるが、コラボは大変重要だろうと思っている。刑事系については、検察が立証する、弁護が弾劾する、裁判官が最終的に認定するという立場の違いがある。これは、現在の弁護導入講義や出張講義においてもできるだけ言葉で説明している。ただ、やはり、教室の前に三教官が並んで、同じ記録についてそれぞれの立場から説明するところを見ると、修習生も、同じ法曹とい

えども立場の違いによって大きく発想が違うのだということを理解してもらえないのではないかと考えている。そういう視点を身に付けて分野別実務修習に送り出すことで、まさに分野別実務修習を充実したものにできるのではないかと考えている。

(高橋委員長)

また導入修習の問題に戻っても結構だが、次の分野別実務修習のガイドラインに移りたいと思う。

これもまず司法研修所教官の方々から御説明をお願いしたい。

(村田幹事)

民裁分野別実務修習に関しては、既に民裁教官室名義で各実務庁に対してガイドラインを配付しており、鋭意実践していただいているところである。その内容は、資料48の民事裁判修習ガイドラインの骨子の内容に沿ったものとなっている。

(中里幹事)

それでは、続いて刑裁について御説明する。

分野別実務修習刑事裁判における指導のガイドラインという書面を、昨年1月に刑裁教官室のほうから各実務庁にお送りして、鋭意実践をしていただいているという状況である。ガイドラインの内容は、資料48の刑事裁判修習ガイドラインの骨子の内容に沿ったものとなっている。

(神村幹事)

続いて、検察の分野別実務修習のガイドラインについて御説明する。

現在ガイドラインを策定中で、何分検察の場合、各実務庁の規模、それから受け入れる修習生の数も数人から80人といった大規模なところまでさまざまであって、共通で明確なガイドラインを作るというのがなかなか困難であったが、各実務庁からの意見なども踏まえながら、できるだけ明確なものを作ろうと進めており、おおむね固まりつつあるので、そのような趣旨で御説

明する。

具体的な内容としては、まず捜査実務修習については、修習生に少なくとも3件の事件について捜査実務修習を行わせるように努める、とした。現状では、実際の事件を3件やらせることができていない庁もあるが、底上げを図るということでこのように打ち出した。ただし、50人、80人という修習生を抱えるような実務庁では、1人に3件ずつというのは到底無理であるので、複数名でグループを作り、そのグループに配てんした場合も1人ごとに1件とカウントして良いということや、どうしても時期的な限界等もある関係で、進行中の生の事件でない確定した事件で行わせることも認めるということを含んでいるものである。

捜査実務修習の中で実施してほしい内容については、各事件で全てこれをやれということまではしないが、やるべき内容については明記しようと考えている。

それから、取調べにおいては、体験といっても、ただ横で聞いているのではなく、各修習生が少なくとも1回は自ら発問をするという経験をさせるべきであるということにしている。また、本人たちにやらせるだけでなく、実際の検察官、検事がやっている捜査に立ち合わせて、その指導を受けさせる、そういう経験もさせるということを挙げている。

続いて、公判実務修習については、現状としては、希望する者にしか公判実務修習をやらせていないといったような状況があるが、ここも底上げを図るという観点から、少なくとも1件についてはやらせるということで、数字を打ち出した。

さらに、公判実務修習における指導ということで、こちらもやるべき内容を明記ないし列記しようと考えている。これによって現状の実務修習よりもかなり底上げが図れるが、この内容に合わせるために、今そこまで到達できていない庁もあるし、あるいは確定記録の利用とか、演習方式とか、これから

考案していかなければならない庁も多々あり，ガイドラインを策定して完成させる作業を進めるとともに，各庁にはその準備を進めていただいているところである。

(巻之内幹事)

日弁連で議論している内容について御報告する。前回説明させていただいた弁護実務修習ガイドラインの考え方から何点か修正をしたので，主な修正点について申し上げる。

まず，弁護実務修習の狙い及び目的，目標だが，今までは，積極的に弁護士業務の補助を行わせることが重要であるということで，「補助」という言葉を使用していた。前回，この点について鈴木委員からも御質問があったところである。今回は，主体的，積極的に弁護修習に取り組ませることにより，当事者法曹としての基礎を身に付けさせるよう指導していくことが重要であるということで，「補助」という表現を使用しないことにした。

実はこの「補助」については，弁護士会の考え方は以下のとおりであった。

現行の制度では修習生の身分や地位が曖昧で，例えば修習生に官庁などに電話で問い合わせをさせる場合など，証拠や情報を収集する段階になっても，職務権限についての質問が出たときに説明に窮するようなことが多く，あえて修習生の身分・地位を考えて「補助」という表現を用いた。しかしながら，あくまでも修習という制度の下で，指導担当弁護士の業務に参加するという意味での補助の意味ではあったが，例えば指導担当弁護士から雇用されて補助をしているような誤解が発生してはならないということもあり，誤解を避けるために，「補助」という表現の使用を止めたというのがいきさつである。

次に，指導方法についてのガイドラインでは，偏ることなく少なくとも1件ずつ行うよう努める，という形で件数を定めることとした。これも大分やわらかな表現だが，実は全国1,200人の弁護士が個別指導を担当しており，それぞれバラエティーのある仕事をしているので，一律に起案何件というこ

とで指標を設けても、それをこなせない可能性がある。また、起案何件を強制されることにより、個別指導担当を引き受けてくれない可能性も出てくる。そのような状況も踏まえて、ここではあくまでも最低これだけはしてくださいという趣旨で、それを「少なくとも1件ずつ行うように努める」という表現にした。

実際には、法律事務所にバラエティーがある以上は多少の偏りが出るのはやむを得ないことである。それから、法律相談の立会いの件数などは多分多くなるであろうし、裁判所提出書類に限らないという前提を置けば、起案の件数も1件にとどまることはないと思っている。

なお、修習生による発問については、前回御説明した時は、「疑問点を発問させる」という能動的な表現をしていたが、修習生に発問させる場合には、指導担当弁護士が立ち会い、その指導の下で発問させるなどして、修習生の発問を契機とするトラブルが発生しないように心がけるべきである、という形で留意点を追加することとした。

例えば修習生の発問の仕方によっては、相手方の心情を害してしまうという悪い結果が発生することもある。それから、例えば刑事で、一般接見の方法で修習生が被疑者と単独で接見するといった弊害が出る可能性もある。このようなことを避けるためには、あくまでも指導担当弁護士が立ち会って、その指導の下で発問をさせるということが発問の条件ということになるかと思ひ、この点を追加した次第である。

それから、裁判所提出書類の起案については、継続事件の状況により裁判所提出書類を起案する機会がない場合についての対応案に触れることとした。

これは前回、修習委員会の幹事会で山本幹事からも御質問があった点だが、2か月の修習期間に、期日の関係で準備書面を起案する機会がないことは実際にある。新件がこの間来なくて、訴状の起案もできないこともある。

このような場合にどうするのかということだが、まず一つは、自分で聞いた

生の事実を基にした起案をさせるという意味で、修習生が弁護修習中に立ち会った法律相談を基にして、模擬の訴状や答弁書の起案をさせることが考えられる。それから、逆に振り返って、最終準備書面や弁論要旨を書かせるのであれば、既済事件の記録に基づいて起案させることが考えられる。その事務所にある既済事件ではあるが、このような方法が考えられるということで、提案することとした。

日弁連内部の議論においては、起案すべき書面は裁判所に提出するものに限らないのではないかと、法律相談を聞いて、必要な証拠や情報を収集し、それから事情聴取書や意見書を起案するということでも良いのではないかとという意見もあった。ただ、それは、内容のあるものであれば良いのだが、裁判実務は法曹に必要な基礎能力を集中的に求められるものであり、裁判所提出書類を起案することは基礎力を身に付ける上で極めて効率的、効果的だと思うので、あくまでも裁判所提出用書類をとにかく作成させてみることにした。

それから、裁判所提出書類や契約書類等訴訟外法律文書の起案について、完成させるまでのプロセスを重視している。ただ書かせるだけ、書かせて意見交換するだけではなく、意見交換をして、それから、さらに依頼者の言い分を確認することを通して、何度も修正を重ねて完成させていく過程を修習生に経験させる。もちろん、指導担当者の指導の下ということが条件だが、それによって自分が書いたものをどのように完成させていくのかを経験させる。これもいい方法だろうと思っている。

それから、刑事弁護実務修習についての指導方法だが、今までの説明では、できる限り起訴前弁護及び起訴後弁護を最低各1件ずつ修習させることとしていたが、実情は、刑事事件について、起訴前、起訴後各1件ずつを並行して国選でとれるかということ、なかなかできない。それから、2か月という期間の中で、起訴前弁護から起訴後弁護へ展開していくということもなかなかない。弁護士会の中からは、これは無理ではないかという声が強かった。

そこで、刑事事件については最低1件、可能であれば起訴前、起訴後とも各1件以上体験させるよう努めるといような指標にさせていただくこととした。

それから、刑事事件の受任の機会がない場合に、「指導協力弁護士」という体制を構築することによる対応を提案していたが、「指導協力弁護士」という名が付いている地域というのは、東京、大阪の大規模会のみであった。小規模会では、本当に刑事事件がとれない場合には、知人の弁護士に頼んで協力してもらおうといような声かけをしながら指導をするという協力態勢しか今のところないようである。こうした実情に合わせて、「指導協力弁護士」という表現にかえて、他の弁護士との協力態勢を構築する、という形にすることとした。

このように他の弁護士の力を借りるといことは、守秘義務の面においてやはり様々な問題が出る可能性がある。他の弁護士の受任事件に関与させるのであれば、守秘義務について、修習生はもとより指導担当弁護士、協力弁護士も今一度再認識をしておく必要があるといことで、守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある旨指摘することとした。

また、前回説明した時は、「弁護士会による調査及びサポート体制」として、例えば司法修習生の地位・身分の明確化や、司法修習生の経済的支援の範囲を広げることなどについて実情を調査し、サポート体制の協議、司法修習委員会・幹事会に報告する事等についても申し上げたが、これらについては、今後、幹事会や委員会で御協議いただくという前提で、ガイドラインでは取り上げないこととした。

(高橋委員長)

それでは、御質問や御意見等頂戴したい。

ただ今御説明いただいたガイドラインは、努力目標であることを含めて数

値目標も設定されており，かなり全体平準化したものができるようには感じるが，いかがか。

ガイドラインに限らず，その他の点も含めて御質問や御意見等があればお願いしたい。

(稲川委員)

今回の導入修習のカリキュラムあるいは分野別実務修習ガイドラインは非常にいいものができたと思っている。導入修習のカリキュラムは，私自身も司法研修所教官をやっていた関係で，この教官を20人以上は確保しないで，実質28クラスみたいなカリキュラムを裏表入れながら，かつ，合同でやるプログラムと単独でやるプログラムをうまく組み合わせ，民事・刑事のバランス，あるいは当事者科目と裁判科目のバランス，その辺りも含めて非常によくできていると思う。酒巻委員の御質問の中で，現在行われている導入的教育と今回の集合的な導入修習でどう違うかというものがあったが，その点に関して申し上げる。

まず，前提として，法律家に必要とされる汎用性のある基礎能力としては，刑事科目を念頭に置いた整理だが，法的分析・判断能力，静的事実認定能力，動的事実認定能力，事実調査能力（聴取能力，情報・証拠収集能力）の四つがあると考えている。

法的分析・判断能力は法律解釈や判例の知識を基本に，確定した事実を法律に当てはめ判断する能力であり，静的事実認定能力は証拠調べが終了し，固定した証拠を基に，公訴事実と量刑に影響する重要な事実を認定する能力である。

動的事実認定能力は静的事実認定能力を前提に，捜査段階で，予想される争点とその時点での証拠構造を把握するとともに，足りない事実・証拠を見通す能力であり，事実調査能力は予想される問題を解決するために必要な証拠や情報を収集してその結果を分析する能力である。

このような前提で申し上げますと、これらの四つの能力については、土台に法的分析・判断能力があり、その土台の上に、最終的な裁判所の判断の基になる静的事実認定能力があり、その上に当事者法曹に求められる動的事実認定能力、事実調査能力というものが成り立っていると考えている。もちろん、当事者だけが動的事実認定能力を要求され、裁判官は静的事実認定能力で足りるという意味ではないが、当事者法曹というのは、基本的な裁判官の事実認定的な思考を前提に、捜査段階で予想される争点とその時点での証拠構造を把握するとともに、足りない事実、証拠を見通し、何を具体的に捜査するか、捜査は、人から聞くというものと、物・情報を収集するという二つに分かれるが、その捜査結果を事実認定に反映させるということを繰り返していく。刑事弁護でも見通す弁論と言っているが、これが非常に大事である。それが当事者法曹というもので、こうした当事者法曹に求められる動的事実認定能力と事実調査能力については、基本的な考え方は法科大学院でもある程度教えられるが、実践して引き続き得た証拠に基づいて更にやっていくという流れをやらないとなかなか身に付かない。そういう意味では、法科大学院では法的分析・判断能力と静的事実認定能力の土台をしっかりとやってもらった上で、実務に出て、動的事実認定能力と事実調査能力を身に付けていくというのが、法曹三者にとっていいのではないかと思っている。集合的な形で導入修習をやることが何故いいかという点、こうした違いがよく分かる点にある。つまり、集合的な形でやると、同じ事実認定といっても、刑裁でやるのと検察でやるのと刑弁でやるのはみな違って、どこが違うのか非常によく理解できるところがある。導入修習でそれぞれの違いを集中してやれば、別々でやるよりも理解しやすい。コラボが分かりやすいというのと同じで、同じテーマを違う立場から色々聞くというのが非常に分かりやすい。当事者法曹の役割等は、相対立する当事者、あるいは裁判所がいて初めて理解できるところがある。導入修習でまとめてやるというのはそういう意味があると

思っている。

もう一つは、これまで各クールで行っている導入的教育と、今回の導入修習で、時間的には大差ない中で何が違うかということ、教官が出前で起案の講評をして基本的なことを教えるという点は同じだと思うが、検察でいうと、現在、各地検でそれぞれの教材に基づいて演習を実施させているが、司法研修所で十数人の教官が知恵を出していい教材を作り、教え方も徹底するとなると、各地検で教えているレベルよりは、かなり高いレベルで教えられるというメリットもあるだろうと思う。こうした導入修習がうまく機能すると、法的分析・判断能力の醸成・評価を中心とする法科大学院及び司法試験から、静的・動的な事実認定能力、事実調査能力の醸成を図る実務修習への連結が円滑になり、理念としてのプロセスとしての法曹養成がうまくいくのではないかと思っている。そういう意味で、今回の導入修習のカリキュラムや分野別実務修習ガイドラインは、よくできているのではないかと思っている。

検察の現場においても、取調べや調書作成に力点が置かれていた部分を、法曹三者に必要な汎用性のある能力、事実調査能力等に特化できるような形に変えていきたいと思っており、数年後のアンケートでは実務修習が非常に効果を上げている結果が出る、そんな形になれば良いと思っている。

(高橋委員長)

プロセスとしての法曹養成の全体を見ると、法科大学院、司法試験、司法修習、そして法曹資格取得後の継続教育があるわけだが、従来、当委員会においても、司法修習における導入教育と法科大学院の関係は一つの大きな問題意識を持って対応してきたところである。そのあたりはいかがか。

(酒巻委員)

まとまった考えではないが、稲川委員の御説明の内容は、私自身が刑事訴訟が専門ということもあり、よく理解できるところである。動的な事実認定能力と事実調査能力の部分が学校では無理な側面が強いというもの、そのとおり

だと思う。これを教えるといわれても実務経験のない私にはなかなかできない、むしろ大学は法的分析・判断能力と静的事実認定能力の方に、特化とまでは言わないが、こちらをしっかりとやらないといけないというのはそのとおりだと思う。そうすると、これは法科大学院の基本設計に関わってくることでありと思う。そもそも理論と実務との架橋と称して法科大学院で行う実務基礎教育はどういうものであるべきか、何をどうしたらいいのか、というところを改めて整理整頓する必要を感じる。法的分析・判断能力は理論科目で当然できるとして、静的事実認定能力の部分をどういうものとして、どうやってやるのかというところは、これまでの委員会でも、実務基礎教育の在り方について議論して考え方をまとめるなどしてきたが、もう一度そこは今のままでいいのか、足りないところがあるのか、それともそもそも学校でできないことをやろうとしていて無理がきているのかといった辺りを、考え直す必要があるのではないか。その結果今のままでいいのならそれでもいいのだが、そろそろもう一度根本から考えるべきことなのではないかということ強く意識している。私自身は自分の教えている法律が実際に使われる使われ方ないし動かし方、しかも、刑事なので三者、民事以上に色々と見方が違うことがあるので、動的事実認定的なことにも少し踏み込んで、自分としては、理論教育の中で実務基礎教育の導入的なことも教えているつもりであるが、それでも実際にやったことがない私のような者が教えるというのは、正直これでいいのかという反省もある。学校の先生が最も得意なところと、実務教育をやっていただく皆さん方が得意なところというのははっきり分かるが、その中間部分をどうしたらいいのかというのは、非常に悩みの深いところだという印象を持っている。法科大学院として、特に実務教育の内容・位置付けを立ち入って考える必要があると思う。

(稲川委員)

1点だけ補足して説明させていただくと、前回十分な調査をしていなかった

もので、今回改めて検察派遣教員として法科大学院に派遣されている検察官がどんなことをやっているのかということ聞いてみた。また、法務総合研究所の派遣支援室では、例えば刑事手続でいうと18冊くらいシリーズで教材を出していて、公判関係の教材も出しているが、それを見て、どんなものを使っているのか聞いてみた。そうすると、動的事実認定能力の部分も、送致書の記録を与えて考え方を教えているというのはあった。ただし、動的事実認定能力と事実調査能力はセットになって初めて身に付くところがあり、派遣教員が言うには、動的事実認定能力の基本的な考え方は教えられるが、事実調査能力と結びついて連動してやっていって初めて身に付くが、そこまでは法科大学院ではなかなか教えられないという。そういう部分として位置付けた場合、静的事実認定能力にしても動的事実認定能力にしても、基礎的なところはある程度模擬記録等を用いて教えられるところは教えられるのではないか。司法試験と結びつかないとか、時間がないところで、体系的なものとして身に付けられるのはなかなか無理だけれども、基本的な考え方、発想を当事者科目として教えておけば、合格した後の集合的なところでそれを集中して教えることで、種みたいなものがこういうものだったんだなという感じで修習とつながる、その程度のことは教えたい、というのが派遣教員の普通の感覚で、我々もそうしたことを教えやすい教材を作成したり、可能であれば対応する法科大学院がある検察庁でもそういうものが見せられれば、といったことも考える必要があると検討しているところである。

(高瀬委員)

私が関係している医学も、あまり教育に関してきちっと切り分けをしていないとずっと指摘を受けていたわけだが、数年前に中教審で法科大学院のことに関係したときの印象から言わせていただくと、もうちょっときちっと切り分けができていないかと思っている。静的・動的事実認定能力という言葉は今まで聞いたことがなかったが、おそらく、静的事実認定能力につ

いては従来から言われていたスキルに相当するもので、動的事実認定能力というものがコンピテンシーに関係するかと思う。私の認識では、法科大学院は、静的事実認定能力まではきちっと教えていたと思っている。一つ大事なことは、医学の領域ではよく言われるのだが、能力を身に付けさせることと、その能力を必要だということをお教えることとはちょっと違う。おそらくは、酒巻委員のお話をお聞きしていると、法科大学院では、動的事実認定能力が必要であることは教えられるが、能力を身に付けさせられるかどうかはちょっと分からないというお話ではないかと思う。村田幹事もおっしゃっているように、実務修習の中で、コンピテンシーが上がるということをお求めるのだということがあり、最終的には事実調査能力が身に付くということが目標だとしたときに、やはり法科大学院では静的事実認定能力は教えており、動的事実認定能力が必要なことまでは教えているんだという前提で議論を始めていいのではないかと思う。司法試験で何を問うているのか知らないのでコメントできないが、そういう目でこれを見て、法科大学院には静的事実認定能力までお願いするとして、司法修習では動的事実認定能力及び事実調査能力に主眼を置くという立場で考えて問題ないのではないかとこの印象を持った。

(中里幹事)

刑裁の立場から若干申し上げるが、刑裁も、これと全く同じかどうかは別として、動的事実認定能力、事実調査能力のかん養についてもかなり考えており、それらは修習で行うことの大半を占めるものだと思っている。静的事実認定能力と同じくらい、場合によってはそれをやや上回るくらいに動的事実認定能力、事実調査能力を修習で身に付けさせようとしており、その思想は、ガイドラインに込めているつもりである。

それから、稲川委員が教官をされていたときは、刑裁は確かに判決起案を行っていたが、今は判決起案は行っていない。酒巻委員の御質問にあった集合修習との関係を補足させていただくと、導入修習の即日起案では起案時間と

の関係から事実認定だけを問うことにならざるを得ないと考えているが、集合修習では、事実認定は手続を経ることによって規定される部分があるという認識の下に、手続と事実認定を融合させた問題に切り替えるということで、取組を加速させている。刑裁は主として静的事実認定能力ととらえられているようだが、むしろ動的事実認定能力、事実調査能力をかなり重視しているということを申し上げさせていただく。

(酒巻委員)

法科大学院で実務基礎科目を担当している裁判官、検察官の派遣教員や弁護士は、一生懸命教えていただいているが、一体この教育は何のために何を目標とすればいいのか、やっぱりもう一度ちゃんと考える必要があるだろうと思う。

特に、今日伺ったような導入修習というのが行われるとすれば、一体、派遣されている実務家は何をやっているんだという話になる恐れがあるので、役割分担というか、同じことをやるのか、同じことの基礎をやるのか、非常に抽象的で恐縮だが、これは重要なこととして考えておかないといけないのではないかとの印象を持っている。

(木村(光)幹事長)

先ほどの幹事会でも、法科大学院と同じことをやることになるのかということは、話題に出たので、報告させていただく。法科大学院で組まれているカリキュラムとは日数も全然違うので、その繰り返しではないということは幹事の皆様が了解されたところである。また、各カリキュラムのネーミングだけ見ると、法科大学院の実務基礎科目と重なるように見えるが、それ自体をやるのではなくて、もう一度考え直してみて、分からないところがあるかどうかを気付かせるというような趣旨で作られているとの御説明があった。

(高橋委員長)

稲川委員の御説明でかなり頭がクリアになったが、クリアになりすぎても

いけないかもしれない。

さらに、酒巻委員御指摘のような点について、修習委員会だけではないのかもしれないが、検討していくべきところであろうと思う。

それでは、司法修習の実情把握方策について、実務修習結果簿のコピーを集約して分析するという点について、御意見を頂戴したい。重要な試みだと思うがそれをどのように分析するかもこれから工夫が必要になってくると思う。あるいは、本日の全体を通しての御意見も頂戴したい。

(委員・幹事)

(異議なし)

(高橋委員長)

それでは、本日の修習委員会の意見を取りまとめさせていただきたい。

導入修習については、その具体的カリキュラムについて、本日晒されたカリキュラムの大枠に基づき、その具体的な内容について司法研修所教官室において更に検討を進めて確定していただき、次回の委員会において報告していただくこととし、前回の当委員会における議論も踏まえ、平成26年度からの実施に向けて、具体的検討を進めていただきたい、

分野別実務修習の充実方策については、本日晒されたガイドラインないしガイドライン骨子について、法曹三者でそれぞれ実施に向けた準備を進めていただきたい、

修習全体の実情把握については、実務修習結果簿の分析を含め、引き続き法曹三者において具体的方策を検討していただきたい。

以上のとおり取りまとめさせていただいてよろしいか。

(委員・幹事)

(異議なし)

(高橋委員長)

次回の委員会の具体的日程については、後日調整させていただく。

以上で第27回司法修習委員会を終了する。